

市	都	街	商	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●社会資本整備交付金（都市再生土地区画整理事業）

1. 支援策の概要

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して補助を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する制度。

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体、土地区画整理組合、独立行政法人都市再生機構^{*}、個人施行者（3人以上の地権者からなる共同施行者又は公的同意施行者に限る。）、区画整理会社、等

※社会資本整備総合交付金の枠外で直接補助

(2) 対象事業

①地区要件

[一般地区]

直前の国勢調査に基づくD I Dに係る地区（重点地区については、施行後直近の国勢調査に基づくD I Dに含まれると見込まれる区域を含む）、かつ、次の要件を全て満たす地区

- (イ) 施行前の公共用地率15%未満（幹線道路等を除く。拠点市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、道路幅員6m未満（住宅地においては4m未満とする）の狭隘道路等についても除く。）
- (ロ) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位置づけ

[重点地区（拠点市街地形成重点地区）]

一般地区に係る要件を満たし、かつ以下の①を満たす地区又は②から⑤のいずれかに係る地区。

①次の（イ）（ロ）の全てを満たす地区

- (イ) 中心市街地活性化法に規定する認定基準に合致する地区
- (ロ) 中心市街地活性化基本計画の目標の実現に大きく貢献する中核的な地区であり、都市機能導入施設の整備が行われる地区

②都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区

③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域

④バリアフリー基本構想区域

⑤市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点

②面積要件

指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積）≥2.0ha^{*}

*一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1／2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む

- *安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、
指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。
- *密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置づけられた事業については、面積要件を1／2まで引き下げる。
- *拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率（予定を含む。）／100%×（地区面積） \geq 1.0ha とする。

（3）交付対象

土地区画整理事業費

調査設計費、宅地整備費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋施設整備費、減価補償費又は公共施設充当地取得費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、営繕費、機械器具費、事務費等

（4）交付率

一般地区：1/3、重点地区：1/2

（5）その他

詳細については、「都市再生推進事業制度要綱の一部改正について」（平成21年3月31日付け国都市第466号、国土交通省都市・地域整備局長通知）及び「都市再生推進事業費補助交付要綱の一部改正について」（平成21年3月31日付け国都市第467号、国土交通省都市・地域整備局長通知）を参考にしてください。

3. 問い合わせ先

国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課

phone 03-5253-8111(内線 32-735) fax 03-5253-1591